

22報論文に関する調査報告

東京大学科学研究行動規範委員会

2 2 報論文に関する調査報告（骨子）

1. 調査の経緯等

- 医学系研究科5教授及び分子細胞生物学研究所1教授の論文22報において、データの捏造・改ざんの疑いがあるとの匿名の申立て(平成28年8月、9月)があった。
- 科学研究行動規範委員会は、予備調査の結果を踏まえ調査委員会を設置し、平成28年10月13日に調査を開始し、医学系研究科及び分子細胞生物学研究所に対し部局調査を依頼した。
- 平成29年1月23日に医学系研究科、1月25日に分子細胞生物学研究所より部局調査結果の提出があり、調査委員会は部局調査の結果に基づき、さらなる調査を実施した。
- 科学研究行動規範委員会は調査委員会で調査・審議した結果を踏まえ、5月15日に裁定(案)を通知し、弁明の機会を付与した上で、最終的に、平成29年5月31日、裁定(不正行為の有無の認定)を確定し、通知を行った。
- 調査事項は、申立者の指摘する図等について、「捏造」「改ざん」があったか否かであるが、申立者の指摘事項以外にも、調査の過程で「捏造」「改ざん」の疑いが生じた場合には、その調査も行った。

2. 調査結果の概要（医学系研究科関係）

(結論) 申立のあった5名について不正行為はない

3. 調査結果の概要（分子細胞生物学研究所関係）

(1) 結論

論文(図) 5報(16図)について不正行為があったと認められた。

不正行為を行ったと認定した者は、下記2名である。

渡邊^{わたなべ} 嘉典^{よしのり}氏、丹野^{たんの} 悠司^{ゆうじ}氏

なお、丹野悠司氏は、渡邊嘉典氏の主宰する研究室に所属していた研究者(論文公表時は助教)である。

(2) 認定した不正行為は次のとおりである。

- ① 図に含まれる12のグラフのうち、2つのグラフについて、実験が行われていなかったにもかかわらず、実験を行ったかのような結果を示すグラフが作成され論文に投稿されたもの 1件(「捏造」と認定)
- ② 例示写真(画像)に用いた酵母株が、定量に用いた株と異なっているもの(論文にはその旨の記載はなく、同一株による結果であるかのように読める。) 2件(「捏造」と認定)
- ③ 異なる標本処理及び画像取得条件で取得された画像が比較されているもの 3件(「捏造」と認定)
- ④ 比較対象となるバンドやスポット等が消去されているもの 7件(「改ざん」と認定)
- ⑤ 比較した2つの画像のシグナル強度について、論文の図作成時に意図的に片方の群のみシグナル強度を操作したもの 3件(「改ざん」と認定)